

消費者トラブル事例

【個人情報】

令和4年3月

<目次>

01：不審な家庭教師のダイレクトメール

02：個人情報を他人に教えてしまった旅行業者

分類	個人情報	販売方法	—
タイトル	不審な家庭教師のダイレクトメール		
相談内容	<p>我が家には、中学生の娘がいる。家庭教師を派遣する業者から、中学生対象の家庭教師のダイレクトメールが届いた。全国展開している大手の業者だ。</p> <p>今まで関わったことがないのに、どうしてこの業者からダイレクトメールがくるのか、なぜ、我が家に中学生がいるのを知っているのかと不安に思った。</p> <p>業者に電話したら、「ダイレクトメールの発送は停止するが、入手先は教えられない。」と言われた。個人情報の入手先を知りたい。(40代 女性 家事従事者)</p>		
処理結果概要	<p>大手業者であるということから、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報取扱事業者該当することが考えられます。</p> <p>同法では、個人情報取扱事業者に対し、個人情報を適正に利用・管理する義務とともに、本人から求められたときは保有する個人データを開示する義務を課しています。</p> <p>個人情報の取得元については、その情報が事業者の保有個人データに含まれていれば、開示請求の対象になることを説明しました。</p>		

[＜目次へ戻る＞](#)

分 類	個人情報	販売方法	—
タイトル	個人情報を他人に教えてしまった旅行者		
相談内容	<p>4泊5日の国内旅行に行った。帰った翌日、自宅に電話が入った。同じツアー参加者の男性から、「お会いしませんか。」というお誘いだった。電話番号をなぜ知ったか尋ねたところ、「旅行会社から聞いた。」と言った。すぐに旅行会社に苦情を伝えたところ、「すみません。」と謝り、電話をかけてきた男性の名を聞かれた。</p> <p>今後つきまとわれたりしたら嫌だ。どのようにして連絡先を聞いたかわからないが、個人情報を教えるなんてありえない。損害賠償を求めたい。(20代 女性 給与生活者)</p>		
処理結果概要	<p>この旅行者が、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報取扱事業者該当する場合、同法の適用を受けます。</p> <p>個人情報保護法では、本人の同意を得ることなく、本人以外の者に個人データを提供してはならないとされています。事業者に言い分を伝え、事業者の苦情対応に納得できなければ、監督官庁に申し出る方法があることを説明しました。また、精神的苦痛に対する慰謝料等については、弁護士に相談されるよう助言しました。</p>		

[＜目次へ戻る＞](#)